

社会資本整備総合交付金交付申請等要領

平成 23 年 3 月 11 日 制 定
令和 8 年 4 月 7 日 最終改正

社会資本整備総合交付金の交付申請等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号）、「国土交通省所管補助金等交付規則」（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号。以下「交付規則」という。）、「補助事業等に係る工事設計書の作成について」（昭和 34 年 4 月 1 日付け建設省発会第 107 号建設事務次官通知。以下「工事設計書通知」という。）及び「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号国土交通事務次官通知）その他の特別の定めがあるもののほか、以下のとおり取り扱うこととする。

第 1 章 社会資本整備総合交付金の交付申請等

第 1 交付金の交付申請の手続

- 1 「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号国土交通事務次官通知）別添の「社会資本整備総合交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第 9 に基づき行う社会資本整備総合交付金（以下「交付金」という。）の交付申請は、国土交通大臣あての社会資本整備総合交付金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を原則添付し、これらを提出して行うものとする。
 - 一 交付金を充てて施行しようとする交付対象事業の概要を示す図面
 - 二 交付金を充てて施行しようとする交付対象事業に、交付金、一般財源及び地方債以外の財源を充てようとするときは、事業費財源表
- 2 交付申請書は、地方整備局長等（地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、都道府県及び指定市（以下「都道府県等」という。）以外の地方公共団体等が施行する事業等については、港湾関係の事業を除き、都道府県知事に提出するものとする。
- 3 市町村（指定市を含む。）は、都道府県が一定の費用負担をすることを条件に交付金が交付される交付対象事業について交付申請をするときは、交付申請書に都道府県が当該費用負担に同意している旨を証する書類を添付するものとする。
- 4 地方整備局長等は、第 2 項本文の規定により提出を受けた交付申請書について、交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、社会資本整備総合交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）に提出を受けた交付申請書を添付し、これを国土交通大臣に提出するものとする。

- 5 都道府県知事は、第2項ただし書の規定により提出を受けた交付申請書について、交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、社会資本整備総合交付金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）に提出を受けた交付申請書を添付し、これを地方整備局長等に提出するものとする。
- 6 地方整備局長等は、都道府県知事から前項の規定により報告書の提出を受けたときは、進達書に当該報告書を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

第2 交付金の交付決定の変更申請

- 1 交付決定を受けた交付金について、交付決定単位ごとの交付決定額、交付金を充てる要素事業に要する経費の配分又は交付金を充てる事業の内容を変更しようとするときは、国土交通大臣あての社会資本整備総合交付金交付決定変更申請書（以下「交付決定変更申請書」という。）に、原則、第1第1項各号に定める書類を添付し、これらを提出して、交付決定の変更申請を行うものとする。ただし、交付要綱第6第2号ハに規定する社会資本整備円滑化地籍整備事業と当該事業以外の交付対象事業との間における変更申請は行うことができない。
- 2 第1第2項から第6項までの規定は、前項の交付決定の変更申請の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「交付決定変更申請書」と、第1第4項中「社会資本整備総合交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）」とあるのは「社会資本整備総合交付金交付決定変更申請進達書（以下「変更申請進達書」という。）」と、第1第5項中「社会資本整備総合交付金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）」とあるのは「社会資本整備総合交付金交付決定変更申請（市町村）報告書（以下「変更申請（市町村）報告書」という。）」と、第1第6項中「報告書」とあるのは「変更申請（市町村）報告書」と、「進達書」とあるのは「変更申請進達書」と読み替えるものとする。
- 3 社会資本総合整備計画又は交付要綱第15第1項に規定する特定計画（以下「整備計画等」という。）に定められた交付対象事業については、交付金を充てる要素事業に要する経費の費目間の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第1号の軽微な変更とし、第1項本文の規定にかかわらず、経費の配分に関する変更申請を要しない。
- 4 整備計画等に定められた交付対象事業については、整備計画等の要素事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第3号の軽微な変更とし、第1項本文の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

第3 交付金を充てて施行する要素事業の完了予定期日の変更

- 1 交付金を充てて施行する要素事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、要素事業に関する国土交通大臣あての完了予定期日変更報告書を提出し、その旨を報告するものとする。ただし、交付金の繰越を伴わない変更で、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（交

付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日）後6箇月以内であるものをしようとするときは、この限りでない。

- 2 社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（平成24年3月30日付け国官会第3299号国土交通事務次官通知）第4に定める年度終了実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度終了実績報告書の写しを前項の完了予定期日変更報告書として取り扱うものとする。
- 3 第1第2項から第6項までの規定は、第1項に規定する要素事業の完了予定期日の変更の報告の手續について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「要素事業の完了予定期日変更報告書」と、第1第4項及び第5項中「違反せず、金額の算定に誤りがない」とあるのは「違反しない」と、「交付金を交付すべき」とあるのは「完了予定期日の変更がやむを得ない」と、第1第4項中「社会資本整備総合交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）」とあるのは「社会資本整備総合交付金完了予定期日変更報告進達書（以下「変更報告進達書」という。）」と、第1第5項中「社会資本整備総合交付金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）」とあるのは「社会資本整備総合交付金完了予定期日変更報告（市町村）報告書（以下「変更報告（市町村）報告書」という。）」と、第1第6項中「報告書」とあるのは「変更報告（市町村）報告書」と、「進達書」とあるのは「変更報告進達書」と読み替えるものとする。
- 4 第1項に規定する完了予定期日の変更が経費の配分又は事業の内容の変更（適正化法第7条第1項第1号又は第3号の軽微な変更にかかるとするものを除く。）に伴うものであるときは、同項本文の規定にかかわらず、第2第1項に規定する交付決定変更申請書に、完了予定期日を変更しようとする旨を記載して、これを提出するものとする。

第4 工事設計書等の作成、費目の内容及び算定方法

- 1 第1の交付申請又は第2の交付決定の変更申請を行おうとするときは、交付金を充てて施行しようとする事業ごとに、事業費の内訳を明らかにしておくものとする。
- 2 前項の規定により作成した事業費の内訳を明らかにした書類は、原則、交付申請又は交付決定の変更申請に当たっては、提出を要しない。
- 3 第1項の事業費の内訳を作成する際の事業費の区分及び各費目の内容は、別表第1に定めるとおりとする。
- 4 第1項の事業費の内訳を作成する際の要領及び基準は、工事設計書通知及び従前の補助事業等に係る通知、要綱等（以下「旧通知」という。）を参考にするものとする。
- 5 第1項の事業費の内訳を作成する際に用いる設計単価及び歩掛について、前項に規定する要領及び基準により難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案した適正な単価又は歩掛等を用いて算出することができる。この場合は、算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を事業費の内訳に添付しておくものとする。

第5 交付金の交付決定の取消申請

- 1 交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付の決定の取消を申請しようとするときは、国土交通大臣あての社会資本整備総合交付金交付決定取消申請書（以下「交付決定取消申請書」という。）を提出して、交付決定の取消申請を行うものとする。
- 2 第1第2項及び第4項から第6項までの規定は、前項の交付決定の取消申請の申請について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「交付決定取消申請書」と、第1第4項中「社会資本整備総合交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）」とあるのは「社会資本整備総合交付金交付決定取消申請進達書（以下「取消進達書」という。）」と、第1第5項中「社会資本整備総合交付金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）」とあるのは「社会資本整備総合交付金交付決定取消申請（市町村）報告書（以下「取消申請（市町村）報告書」という。）」と、第1第6項中「報告書」とあるのは「取消申請（市町村）報告書」と、「進達書」とあるのは「取消申請進達書」と読み替えるものとする。

第6 申請書等の様式

第1から第5までに定める申請書等は、次の各号に掲げる申請書等の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 交付申請書	様式第1
二 報告書	様式第2
三 進達書	様式第3
四 交付決定変更申請書	様式第4
五 変更申請（市町村）報告書	様式第5
六 変更申請進達書	様式第6
七 要素事業の完了予定期日変更報告書	様式第7
八 変更報告（市町村）報告書	様式第8
九 変更報告進達書	様式第9
十 事業費財源表	様式第10
十一 交付決定取消申請書	様式第11
十二 取消申請（市町村）報告書	様式第12
十三 取消申請進達書	様式第13

第2章 一括設計審査（全体設計）

第7 一括設計審査（全体設計）

- 1 交付金を充てて施行しようとする要素事業において、施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ、当該工事の施行年度が2カ年度以上にわたる工事を施行する場合は、初年度にまとめて地方整備局長等の設計審査を受けることができる。これを変更する場合も同様とし、事業費（全体設計額）の総額の変更については、変更

の申請を行うものとする。

- 2 前項の規定による設計審査（以下「一括設計審査（全体設計）」という。）を受けようとするときは、交付申請前に、一括設計審査（全体設計）申請書並びに一括工事設計書（全体設計書）及び関係図面等を提出するものとする。
- 3 一括工事設計書（全体設計書）及び関係図面等を作成する際の要領及び基準は、第4第1項の規定により、交付申請又は交付決定の変更申請に際して作成する場合の要領及び基準に準じるものとする。なお、施行年度毎に区分して作成する必要はない。
- 4 一括設計審査（全体設計）の申請に関する前2項の規定は、一括工事設計書（全体設計書）の変更の申請について準用する。この場合において、第2項中「一括設計審査（全体設計）申請書」とあるのは「一括設計審査（全体設計）変更申請書」と読み替えるものとする。
- 5 一括設計審査（全体設計）（変更の審査を含む。）を受けた要素事業については、各年度の交付金の交付申請又は交付決定の変更申請に当たって、第4第1項の規定にかかわらず、事業費の内訳を明らかにした書類を作成することは要しない。ただし、当該要素事業について、一括設計審査（全体設計）の変更の審査を受けずに事業費の内訳を変更している場合には、この限りでない。
- 6 第1第2項ただし書及び第5項の規定は、港湾関係の事業を除き、市町村が行う一括設計審査（全体設計）の申請又はその変更の申請の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「一括設計審査（全体設計）申請書」と、第1第5項中「交付金の交付が法令」とあるのは「法令」と、「交付金を交付すべき」とあるのは「承認すべき」と、「社会資本整備総合交付金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）」とあるのは「一括設計審査（全体設計）申請（市町村）報告書」と読み替えるものとする。
- 7 第2項、第4項及び前項に定める申請書等は、次の各号に掲げる申請書等の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 一括設計審査（全体設計）申請書	様式第14
二 一括設計審査（全体設計）変更申請書	様式第15
三 一括設計審査（全体設計）申請（市町村）報告書	様式第16

第3章 後進地域特例法適用団体等国費率差額

第8 国費率差額の交付申請

- 1 交付金の交付を受けて次の各号のいずれかに該当する交付対象事業を施行する場合において、それぞれ当該各号に規定する法律の定めに基づき国が負担することとなる通常の負担又は補助の割合を超える部分の額（以下「国費率差額」という。）は、既に交付した交付金の精算額（繰越がある場合は繰越額を含む。以下同じ。）に引上率を乗じて得た額から、既に交付した交付金の精算額を減じた額に相当する額とする。
 - 一 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第2条第2項に規定する開発指定事業
 - 二 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法

律第85号)第7条に規定する特定事業

三 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第15条第9項に規定する公共下水道幹線管渠等整備事業

- 2 前項に規定する引上率は、前項各号に規定する法律の定めに基づき総務大臣から別途毎年度通知される引上率とする。
- 3 第1項の国費率差額の交付を受けようとするときは、国土交通大臣あての国費率差額交付申請書に申請額の計算書を添付し、これらを提出して、交付申請を行うものとする。
- 4 第1第2項及び第4項から第6項までの規定は、前項の国費率差額に係る交付申請の手續について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「国費率差額交付申請書」と、第1第4項中「社会資本整備総合交付金交付申請進達書(以下「進達書」という。)」とあるのは「社会資本整備総合交付金(国費率差額)交付申請進達書(以下「国費率差額進達書」という。)」と、第1第5項中「社会資本整備総合交付金交付申請(市町村)報告書(以下「報告書」という。)」とあるのは「社会資本整備総合交付金(国費率差額)交付申請(市町村)報告書(以下「国費率差額申請(市町村)報告書」という。)」と、第1第6項中「報告書」とあるのは「国費率差額申請(市町村)報告書」と、「進達書」とあるのは「国費率差額進達書」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する額の国費率差額について交付決定を受けた後、当該額の算定の基礎となった繰越額の全部又は一部に不用が生じたときは、当該額のうち不用額に相当する額を減額する交付決定の変更申請を行うものとする。
- 6 第3項及び第4項に規定する申請書等は、次の各号に掲げる申請書等の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 国費率差額交付申請書	様式第17
二 国費率差額申請(市町村)報告書	様式第18
三 国費率差額進達書	様式第19

第4章 指導監督交付金

第9 指導監督交付金の交付申請

- 1 指導監督交付金(交付要綱第11に規定する指導監督交付金をいう。以下同じ。)の各費目の区分及び内容は、別表第2のとおりとする。
- 2 指導監督交付金の交付を受けようとするときは、国土交通大臣あての社会資本整備総合交付金(指導監督交付金)交付申請書(以下「指導監督交付金交付申請書」という。)を提出して、交付申請を行うものとする。
- 3 交付決定を受けた指導監督交付金について、交付決定額を変更しようとするときは、国土交通大臣あての社会資本整備総合交付金(指導監督交付金)交付決定変更申請書を提出して、交付決定の変更申請を行うものとする。
- 4 第1第2項(ただし書を除く。)及び第4項の規定は、第2項の指導監督交付金の交付申請又は前項の交付決定の変更申請の手續について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「指導監督交付金交付申請書」と、第1第4項中「第2項本文」とあるのは「第9第3項において準用する

第1第2項本文」と、「社会資本整備総合交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）」とあるのは「社会資本整備総合交付金（指導監督交付金）交付申請進達書」と読み替えるものとする。

5 前3項に規定する申請書等は、次の各号に掲げる申請書等の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 一 指導監督交付金交付申請書 | 様式第20 |
| 二 社会資本整備総合交付金（指導監督交付金）交付申請進達書 | 様式第21 |
| 三 社会資本整備総合交付金（指導監督交付金）交付決定変更申請書 | 様式第22 |

第5章 国庫債務負担行為の取扱い

第10 国庫債務負担行為を設定する場合の特例

- 1 国庫債務負担行為を設定して行う要素事業について、第1第1項に規定する交付申請、第2第1項に規定する交付決定の変更申請又は第5第1項に規定する交付決定の取消申請を行うときは、設定された限度額及び年割額に沿って、当該要素事業に各年度の年割額の交付金を充当することが明らかになるよう、国土交通大臣あてに提出する申請書において、国庫債務負担行為を設定して行う要素事業を他の要素事業と区別して記載するとともに、備考欄に年割額を記載するものとする。
- 2 国庫債務負担行為を設定して行う要素事業については、第2の規定にかかわらず、交付申請書に記載した各年度の年割額を変更することができない。
- 3 国庫債務負担行為を設定して行う要素事業について、国庫債務負担行為の設定期間の最終年度に限度額及び年割額に変更の必要が生じた場合は、速やかに国と協議し、交付決定の変更に係る所定の手続を行うものとする。

第6章 その他

第11 電磁的記録による提出

この要領の規定により提出することとされている申請書等については、社会資本整備総合交付金システムのマニュアルに基づき、それぞれ電磁的記録をもって作成し、この要領に規定する手続に従い、電磁的方法により提出するものとする。

第12 地域公共交通再構築事業の取扱い

交付要綱本編第6第1号イ⑩に規定する地域公共交通再構築事業に係る交付申請等については、本通知中「地方整備局長等」とあるのは「地方運輸局長等（地方運輸局長又は沖縄総合事務局長をいう。）」と読み替えるものとする。この場合においては、第4章第9の規定は、適用しない。

第 1 3 雑則

- 1 交付決定単位は、社会資本総合整備計画ごとを基本に、交付要綱第 4 の交付対象たる地方公共団体等とする。
- 2 交付規則第 3 条に規定する申請書の提出時期は、地方公共団体等に対し、別に通知する。
- 3 交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。また、都道府県において、交付申請書の受理後、国土交通大臣あての報告をするまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。

附 則

- 1 施行期日
この通知は、通知の日から施行し、この通知による規定は、平成 22 年度予算に係る交付金から適用する。
- 2 廃止
「社会資本整備総合交付金の交付申請手続について」（平成 22 年 3 月 26 日付 け国官会第 2 3 1 9 号国土交通事務次官通知）は、廃止する。ただし、同通知の第 3 第 4 項及び第 5 項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 経過措置
 - 一 交付要綱第 1 5 の規定の適用を受けて交付金の交付を受ける交付対象事業に関する交付申請は、第 1 第 1 項の規定にかかわらず、交付申請書に、旧通知の規定により提出するものとされた書類に準じて作成した書類を添付して行うものとする。
 - 二 交付要綱第 1 5 第 2 項に規定する経過措置の適用を受けて交付を受けた事業については、費目間の経費の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないもののうち、流用先の経費の 3 割（当該流用先の経費の 3 割に相当する金額が 300 万円以下であるときは 300 万円）以内の変更となる費目間の経費の流用は、適正化法第 7 条第 1 項第 1 号の軽微な変更とし、第 2 第 1 項の規定にかかわらず、経費の配分に関する変更申請を要しない。ただし、費目間の経費の配分の変更について旧通知に特別の定めがある場合には、旧通知の内容や手続きに準じて交付決定の変更申請を行うものとする。
 - 三 交付要綱第 1 5 第 2 項に規定する経過措置の適用を受けて交付を受けた事業については、次に掲げるもの以外の事業の内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第 7 条第 1 項第 3 号の軽微な変更とし、第 2 第 1 項の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。ただし、事業の内容の変更について旧通知に特別の定めがある場合には、旧通知の内容や手続きに準じて交付決定の変更申請を行うものとする。
 - イ 工事施行箇所の変更で、工事の重要な部分に関するもの
 - ロ 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、適正化法第 6 条の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの
 - ハ 工種別の金額の 3 割（当該工種別の金額の 3 割に相当する金額が 900 万円

以下であるときは、９００万円）を超える変更又は３，０００万円を超える変更

- 四 交付要綱第１５の規定により交付を受ける事業の交付決定単位については、旧通知に定める交付決定単位に準ずるものとする。

附 則（平成２４年３月３０日付け国官会第３２４１号）

１ 施行期日

この通知は、平成２４年３月３０日から施行する。

附 則（平成２５年５月１５日付け国官会第２９８号）

１ 施行期日

この通知は、通知の日から施行する。ただし、この通知による参考様式に係る改正については、平成２５年１０月１日から施行する。

２ 地域自主戦略交付金交付申請等要領の廃止

地域自主戦略交付金交付申請等要領（平成２３年４月１日付け国官会第２６７７号）は、廃止する。

３ 経過措置

一 この通知の施行日前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

二 この通知による廃止前の地域自主戦略交付金交付申請等要領第７ 一括設計審査（全体設計）の規定に基づいてした手続は、この通知の相当規定に基づいてした手続とみなす。

三 平成２５年度予算に係る事業については、この通知による参考様式に係る改正にかかわらず、なお従前の例によることができるものとする。

附 則（平成２６年３月２８日付け国官会第３２１３号）

１ 施行期日

この通知は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第３及び参考様式第７に係る改正については、平成２６年３月２８日から施行し、平成２５年度予算に係る交付金事業から適用する。

２ 経過措置

平成２６年３月２８日以降に提出される平成２３年度予算及び平成２４年度予算に係る完了予定期日変更報告書については、この通知に基づき作成できるものとする。

附 則（平成２７年４月９日付け国官会第１００号）

１ 施行期日

この通知は、平成２７年４月９日から施行する。

附 則（平成２８年４月１日付け国官会第４１９８号）

１ 施行期日

この通知は、平成２８年４月１日から施行する。

- 2 社会資本整備円滑化地整整備事業に係る交付申請等については、当面の間、本通知中「地方整備局長等」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。この場合においては、第1章第1第4項及び第6項の規定は、適用しない。

附 則（平成29年3月31日付け国官会第4355号）

- 1 施行期日

この通知は、平成29年4月1日から施行する。ただし、様式第1及び様式第4に係る改正については、平成29年3月31日から施行し、平成29年度予算に係る交付金事業から適用する。

- 2 附 則（平成28年4月1日付け国官会第4198号）の2の規定の適用については、平成28年度予算に係る社会資本整備円滑化地籍整備事業に限る。

附 則（平成30年3月30日付け国官会第26号）

- 1 施行期日

この通知は、平成30年4月1日から施行する。ただし、電磁的記録による提出に係る改正については、平成30年度予算に係る交付金事業から適用する。

附 則（平成31年3月29日付け国官会第24307号）

- 1 施行期日

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日付け国官会第29906号）

- 1 施行期日

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月14日付け国官会第16605号）

- 1 施行期日

この通知は、令和2年10月15日から施行する。

附 則（令和3年3月30日付け国官会第28958号）

- 1 施行期日

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月22日付け国官会第16028号）

- 1 施行期日

この通知は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和8年4月7日付け国官会第22991号）

- 1 施行期日

この通知は、令和8年4月7日から施行する。

- 2 経過措置

- 一 水道・下水道事業において、令和6年度（令和5年度からの繰越分）生活基盤施設耐震化等交付金に係る国費率差額については、交付金の国費率差額とみなし、第3章後進地域特例法適用団体等国費率差額の規定を適用する。ただし、第8第1項第2号に該当する交付対象事業を施行する場合に限る。

- 二 前号の規定を適用する場合の社会資本総合整備計画名、要素事業名、市町村名については、生活基盤施設耐震化等交付金における生活基盤施設耐震化等事業計画を準用する。

別表第 1

事業費の区分及び内容

費 目	科 目		説 明
	節	区 分	
本工事費			事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工事、工事を施行するために必要な見張所、倉庫等（以下「工事関連施設」という。）の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び土地、工事関連施設の借料、工事関連施設の建物に係る敷地の買収料及び借料とする。ただし、請負施行の場合は、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等とする。
内 訳	原 材 料 費	工事材料費	本工事に直接必要な鋼材、セメント、砂利、木材等の工事材料費である。
	需 用 費	燃 料 費	本工事に直接必要な石炭、木炭、燃料油、動力費、電気料、水道料、ガス料、消耗器材費等である。
		光 熱 費	
		消 耗 品 費	
	役 務 費	通信運搬費	本工事に直接必要な諸資材の荷造費、運賃、労務者の輸送費等である。
		保 管 料	本工事に直接必要な諸資材の保管料である。
	使用料及び賃借料		本工事に直接必要な諸資材の材料置場用土地、建物等の使用料又は賃借料である。
	工事請負費		本工事の全部又は一部を請負で施行する場合の経費である。
	委 託 料		本工事の全部又は一部を委託（事務費等の間接経費を含む。）する場合の経費である。

費 目	科 目		説 明
	節	区 分	
附 工 事 費			補助事業者等が直接施行する場合においては、本工事によって必要を生じた他の施設の工事（以下「附帯工事」という。）に要する費用のうち、本工事費の内容に相当する部分の経費（他の経費はそれぞれの該当費目に計上する。）の合計額とし、当該附帯工事に係る他の施設の管理者が施行する場合においては、当該附帯工事の工事費（測量設計費、用地費及補償費、船舶及機械器具費及び工事雑費の相当額を含む。）及び事務費の総額とする。
内 訳	負担金、補助金及び交付金 原 材 料 費 需 用 費 役 務 費 使用料及び賃借料 工事請負費 委 託 料	負 担 金	附帯工事の施設の管理者が施行する場合に附帯工事負担金として支出する経費である。 補助事業者が自ら直営又は請負によって施行する場合の経費であって、その内容は本工事費の例に準ずる。
測量設計費			工事を施行するために必要な測量、試験、観測、設計、点検及び調査等に要する費用とする。
内 訳	原 材 料 費 需 用 費 使用料及び賃借料 備品購入費 委 託 料 工事請負費	消 耗 品 費 修 繕 費 機 械 器 具 費	調査、測量及び試験のために必要な測量杭、丁張材料等の消耗器材費である。 調査、測量及び試験のために必要な文具費等である。 調査、測量及び試験のために必要な機械器具（トランシット、レベル製図吊具及びこれに類する各種試験器具でその部品を含む。）の購入、修繕及び借上に要する経費である。 調査、測量（設計業務を含む。）、試験等を委託（事務費等の間接経費を含む。）又は請負に付する場合の経費である。

費 目	科 目		説 明
	節	区 分	
用 地 費 及 補 償 費			工事の施行に必要な土地等の買収費（都市再開発法第91条に規定する補償金等を含む。）、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代え直接施行する補償工事に要する費用を含む。）並びに土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業の施行により工事の施行に必要な土地を造成する場合における当該事業に要する費用とする。
内 訳	公 有 財 産 購 入 費		工事の施行に必要な土地等の購入費である。（国庫債務負担行為等による用地先行取得制度により特別会計等から土地等を購入する場合には特別会計等の使用した事業費、利子等を含む。）
	負担金、補助 金及び交付金	負 担 金	工事に必要な事業用地を土地区画整理事業の施行により造成せしめた場合に、当該土地区画整理事業の施行者に対し土地区画整理法第120条の規定に基く負担金として支出する経費である。都市再開発法第121条、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第93条、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第265条の規定による公共施設管理者負担金の取り扱いについても、前記と同様とする。
	補 償 ・ 補 填 及 び 賠 償 金	補 償 金	工事の施行によって損失を受ける者に対する補償費である。
	原 材 料 費 需 用 費 役 務 費 使 用 料 及 び 賃 借 料 工 事 請 負 費		補助事業者が補償金にかえて、直接施行する補償工事のための経費で、その内容は本工事費の例に準ずる。
	代 替 費 用 金 負 担 金		補助事業者が施行するダム建設工事に伴う道路の付替工事に代えて、その費用の範囲内で地方公共団体等がダム周辺の山林保全を行うための当該山林の取得及び管理に係る費用を補助事業者が負担する経費である。
	委 託 料		用地買収及び補償の全部又は一部の施行を委託する経費（事務費等の間接経費を含む。）である。

費 目		科 目		説 明
		節	区 分	
船舶及機械器具費				工事、測量設計に直接必要な機械器具、車輛（乗用車及びこれに類するものを除く。）船舶等の購入費、建造費、補修費（請負含む。）、借料、損料、保守点検費、保管料、運搬費（船舶保険料を含む。）、据付費、撤去費及び修理、製作に要する費用とする。
内	購 入 費	備 品 購 入 費	機 械 器 具 費	工事、測量設計に直接必要な船舶、機械、車輛、器具及び工具類で、例えば、ブルドーザー、トラック、ワイヤ、スコップ、ツルハシ等の購入費である。
		需 用 費	消 耗 品 費	工事施行に直接必要な消耗品的な小工器具で備品購入費で購入するもの以外の購入費である。
	運 搬 費	原 材 料 費	工 事 材 料 費	機械器具等購入の際における駅渡等の場合の現場までの輸送費（据付費及び撤去費を含む。）及び修繕のための機械器具の輸送費である。
		需 用 費	消 耗 品 費	
		役 務 費	通 信 運 搬 費	
訳	借 上 料	使 用 料 及 び 賃 借 料		機械器具等の使用料又は賃借料である。
	修 繕 費	需 用 費	修 繕 料	機械器具等の修繕料及び直営修繕の場合であって、機械器具等の修繕に必要な経費である。
		備 品 購 入 費	機 械 器 具 費	
		需 用 費	消 耗 品 費	
		原 材 料 費	燃 料 費	

費 目	科 目		説 明
	節	区 分	
換地諸費			土地区画整理事業、都市再生区画整理事業又は住宅街区整備事業の測量、調査、基本計画、事業計画、実施計画、換地設計、換地計画、審議会、換地処分及び登記に要する費用とする。
内 訳	報 酬 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料 工 事 請 負 費 原 材 料 費 備 品 購 入 費		土地区画整理審議会又は住宅街区整備審議会委員等に対する報酬である。 この費目から給与が支給される職員に対する日額旅費及び土地区画整理審議会又は住宅街区整備審議会委員等に対する旅費である。 土地区画整理事業、都市再生区画整理事業又は住宅街区整備事業の測量、調査、基本計画、事業計画、実施計画、換地設計、換地計画、審議会及び登記に必要な経費である。

費 目	科 目		説 明
	節	区 分	
権 利 変 換 諸 費			市街地再開発事業、防災街区整備事業及び地区再開発事業の施行のための測量、調査、評価、設計、権利変換計画、市街地再開発審査会（組合施行の場合の審査委員を含む。以下同じ。）、防災街区整備審査会、権利変換に関する処分及び登記に要する費用並びに都市再開発法第８８条第１項ただし書及び密集市街地整備法第２２２条第１項ただし書の規定に基づき事業者等が支払う地代の概算額とする。
内 訳	報 酬 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料 工 事 請 負 費 原 材 料 費 備 品 購 入 費 敷 地 使 用 料		市街地再開発審査会委員及び防災街区審査会委員に対する報酬である。 この費目から給与が支給される職員に対する旅費である。 市街地再開発事業、防災街区整備事業及び地区再開発事業の測量、調査、評価、設計、権利変換計画、市街地再開発審査会、権利変換に関する処分及び登記に必要な経費である。 都市再開発法第８８条第１項ただし書及び密集市街地整備法第２２２条ただし書規定による地代である。
管 理 処 分 諸 費			市街地再開発事業の施行のための測量、調査、評価、設計、管理処分計画、市街地再開発審査会、管理処分及び登記に要する費用とする。
内 訳			（内容は権利変換諸費に準ずる。）

費 目	科 目		説 明
	節	区 分	
地籍整備費			社会資本整備円滑化地籍整備事業において、国土調査法第6条の4の規定に基づき実施する地籍調査（以下「地籍調査」という。）に要する費用のうち、国土調査法施行令第十四条に規定する作業に係る経費とする。
内 訳	地 籍 調 査 費		都道府県が直営又は外注によって地籍調査を実施する場合の経費であって、地籍調査費負担金交付要綱（昭和33年11月24日付け経企土第130号経済企画事務次官依命通達）の別表第1「Ⅰ 地籍調査費」ア及びイに掲げる経費である。 市町村及び土地改良区等が行う地籍調査に要する経費に対して、国土調査法第9条の2第1項の規定により都道府県が負担する経費であって、その負担する経費は地籍調査費負担金交付要綱の別表第1「Ⅰ 地籍調査費」ア及びイに掲げる経費である。

（備 考）

1. 事業費の内訳を作成する際の事業費の区分及び各費目の内容は、当分の間、なお従前の例によることができる。
2. 現場技術業務等をコンサルタント等へ委託する場合の経費や、発注者、設計者及び施工者が工事の施工上の課題や対応方法などに関する認識を共有するために実施する協議に係る経費については、測量設計費から支弁することができる。

別表第 2

指導監督交付金の費目の区分及び内容

費 目	細 目	説 明
人 件 費	給 料 職 員 手 当 等 共 済 費	市町村に対する指導監督事務に直接従事する定数職員（地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する職員を含み、管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する職員に対する給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び都道府県が負担する共済組合負担金並びに保険料（本費目から給与が支弁される者に限る。）とする。
旅 費	旅 費	市町村に対する指導監督事務の実施のため直接必要な普通旅費及び日額旅費とする。
庁 費	報 酬 職 員 手 当 等 共 済 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費	市町村に対する指導監督事務の実施のため直接必要な本庁の庁費（消耗品費、報酬（保険料を含む。）、職員手当等、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、筆耕翻訳料、委託料、食料費（指導監督事務の遂行上特に必要な場合で出先を含む。）、備品購入費（指導監督事務の実施に直接必要な備品に限る。）修繕費（前記備品購入費による備品の修繕に限る。））とする。

様式第 1

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者名
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金交付申請書

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金の交付対象事業について、同交付金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり、申請します。

社会資本総合整備計画名

(備考) この様式に別添 1 及び別添 2 をあわせたものが様式第 1 です。

案件番号： ○○○○

様式第 1 の別添 1

交付申請額一覧表

(会計) ○○○○○

(項) ○○○○○

(目) ○○○○○ (単位:千円)

番号	交付対象の地方公共団体等	計画名 / 要素事業名	交付金額	国庫債務負担行為				
				初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
				年割額	年割額	年割額	年割額	年割額
	備 考							
1								
2								

様式第 2

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

都道府県知事
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金交付申請（市区町村）報告書

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金の交付対象事業について、別添のとおり、次の市区町村から交付申請があり、その内容を審査したところ、適正と認められるので、交付決定されたく報告します。

市区町村名

社会資本総合整備計画名

案件番号： ○○○○

様式第 3

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

〇〇地方整備局長等
(公 印 省 略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金交付申請進達書

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金の交付対象事業について、別添のとおり、交付申請があり、（その内容を審査したところ、適正と認められるので、）交付決定されたく進達します。

都道府県名・市区町村名

社会資本総合整備計画名

注 () 書は、都道府県又は指定市が施行する交付対象事業対象事業の交付申請を進達する場合に記載されます。

案件番号： ○○○○

様式第 4

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者名
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金交付決定変更申請書

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金について、交付決定の内容等を変更したいので、次のとおり、申請します。

計 画 名	
交 付 対 象 の 地方公共団体等	
当 初 交 付 決 定 年 月 日 / 番 号	
最 終 交 付 決 定 変 更 年 月 日 / 番 号	
今 回 変 更 事 項	
変 更 申 請 の 主 た る 理 由	

(備考) この様式に別添をあわせたものが様式第 4 です。

交付決定の変更額一覧表

(会計) ○○○○

(項) ○○○○

(目) ○○○○

(単位:千円)

番号	交付対象の地方公共団体等	計画名 / 要素事業名	交 付 決 定 額	変 更 増 △ 減 額	改 交 付 決 定 額	国庫債務負担行為				
						初年度 年割額	2年度 年割額	3年度 年割額	4年度 年割額	5年度 年割額
1	備 考									

様式第 5

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

都道府県知事
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金交付決定変更申請（市区町村）報告書

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金について、別添のとおり、交付決定の変更申請があり、その内容を審査したところ、適正と認められるので、交付決定を変更されたく報告します。

市区町村名

社会資本総合整備計画名

案件番号： ○○○○

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

〇〇地方整備局長等
(公 印 省 略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金交付決定変更申請進達書

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金の交付対象事業について、別添のとおり、変更申請があり、（その内容を審査したところ、適正と認められるので、）交付決定されたく進達します。

都道府県名・市区町村名

社会資本総合整備計画名

注 （ ）書は、都道府県又は指定市が施行する交付対象事業の変更交付申請を進達する場合に記載されます。

様式第 7

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

報告者名
(公印省略)

要素事業の完了予定期日変更報告書

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金について、完了予定期日を変更したいので、別紙のとおり、報告します。

(備考)

- 1 この様式に、別紙をあわせたものが様式第7です。
- 2 社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（平成24年3月30日付け国官会第3299号国土交通事務次官通知。以下「実績報告等要領」という。）第4に定める年度終了実績報告書（様式8）について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び本変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度終了実績報告書を本変更報告書として取り扱うものとします。
- 3 予算の繰越を伴う完了予定期日の変更にあつては、支出負担行為担当官が国の歳出予算を繰越するときに財務局長等若しくは国土交通大臣に提出すべき繰越計算書の写し又はそれに準ずる書類を添付して下さい。（港湾関係の事業を除く。）

案件番号： ○ ○ ○ ○

(計画名) ○ ○ ○ ○ ○
(会計) ○ ○ ○ ○ ○
(項) ○ ○ ○ ○ ○
(目) ○ ○ ○ ○ ○

(単位：千円)

番号	要素事業名	交付決定			完了予定期日	予算の繰越		変更の理由
		番号	年月日	交付決定額	(変更前) / 変更後	種別	繰越額	

様式第 8

番
年 月 号
日

国土交通大臣 殿

都道府県知事
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金完了予定期日変更報告（市区町村）報告書

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金の交付対象事業について、別添のとおり、次の市区町村から完了予定期日変更報告がありましたので、報告します。

市区町村名

社会資本総合整備計画名

案件番号： 〇 〇 〇 〇

様式第 9

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

〇〇地方整備局長等
(公 印 省 略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金完了予定期日変更報告進達書

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金の交付対象事業について、別添のとおり、完了予定期日変更報告がありましたので、進達します。

都道府県名・市区町村名

社会資本総合整備計画名

案件番号： 〇 〇 〇 〇

様式第 1 0

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金に係る事業費財源表

計画名〇〇〇〇〇

要素事業名〇〇〇〇〇

交付対象の地方公共団体等〇〇〇〇〇(単位：千円)

区 分		総事業費	内 訳		備 考
			事業費	控除額	
交 付 金					
地 方 負 担 金	一 般 財 源				
	（都 市 計 画 税）				
	（地方道路譲与税）				
	地 方 債				
	受 益 者 負 担 金				
	都 道 府 県 補 助 金				
	市 区 町 村 分 担 金				
計					
そ の 他					
合 計					

様式第 1 1

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者名
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金交付決定取消申請書

令和〇〇年〇月〇日 付け 〇〇号 をもって交付決定を受けた
令和〇〇年度社会資本整備総合交付金について、下記のとおり、当該交付決定の全部
の取消を申請します。

記

1．計画名

2．交付決定額 円

3．交付決定取消額 円

4．交付決定の取消を申請する理由

案件番号： 〇〇〇〇

様式第 1 2

番
年 月 号
日

国土交通大臣 殿

都道府県知事
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金交付決定取消申請（市区町村）報告書

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金の交付対象事業について、別添のとおり、次の市区町村から交付決定取消申請があり、その内容を審査したところ、適正と認められるので、交付決定を取消されたく報告します。

市区町村名

社会資本総合整備計画名

案件番号： 〇 〇 〇 〇

様式第 13

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

〇〇地方整備局長等
(公 印 省 略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金交付決定取消申請進達書

平成〇〇年度社会資本整備総合交付金の交付対象事業について、別添のとおり、交付決定取消申請があり、（その内容を審査したところ、適正と認められるので、）交付決定を取消されたく進達します。

都道府県名・市区町村名

社会資本総合整備計画名

注 （ ）書は、都道府県又は指定市が施行する交付対象事業の交付決定取消申請を進達する場合に記載されます。

案件番号： 〇 〇 〇 〇

様式第 1 4

番
年 月 号
日

〇〇地方整備局長等 殿

申請者名
(公印省略)

社会資本整備総合交付金一括設計審査（全体設計）申請書

社会資本整備総合交付金を充てる要素事業に係る工事について、「社会資本整備総合交付金交付申請等要領」（平成 2 3 年 3 月 1 1 日付け国官会第 2 3 7 9 号国土交通事務次官通知）第 7 の規定に基づき、一括設計審査（全体設計）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1．要素事業名

（会計）
（項）
（目）

計 画 名：

要素事業名：

2．一括設計審査（全体設計）を必要とする理由

（備考）この様式に別添をあわせたものが様式第 1 4 です。

案件番号： 〇 〇 〇 〇

一括設計審査（全体設計）表

要素事業 (路線・工区等)						
事業の内容 (延長・面積等)						
工事施行期間	(自) 令和〇〇年〇月〇日 ~ (至) 令和〇〇年〇月〇日					
経 費 の 配 分	金 額 (千円)	(内訳)				
		令和〇〇年度	令和〇〇年度	令和〇〇年度	令和〇〇年度	令和〇〇年度
事 業 費	()	()	()	()	()	()
工 事 費	()	()	()	()	()	()
(内訳)	()	()	()	()	()	()
(本工事費)	()	()	()	()	()	()
(附帯工事費)	()	()	()	()	()	()
(測量設計費)	()	()	()	()	()	()
(用地費及補償費)	()	()	()	()	()	()
(船舶及機械器具費)	()	()	()	()	()	()
(換地諸費)	()	()	()	()	()	()
(権利変換諸費)	()	()	()	()	()	()
(管理处分諸費)	()	()	()	()	()	()
地 籍 整 備 費	()	()	()	()	()	()
摘 要						

番
年 月 号
日

〇〇地方整備局長等 殿

申請者名
(公印省略)

社会資本整備総合交付金一括設計審査（全体設計）変更申請書

令和〇〇年〇月〇日 付け 〇〇号 をもって一括設計審査（全体設計）を受けた社会資本整備総合交付金の要素事業に係る一括工事設計書（全体設計書）について変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1．要素事業名

（会計）
（項）
（目）

計 画 名：

要素事業名：

2．変更する理由

（備考）この様式に別添をあわせたものが様式第 1 5 です。

様式第 16

番
年 月 号
日

〇〇地方整備局長等 殿

都道府県知事
(公印省略)

社会資本整備総合交付金一括設計審査（全体設計）申請（市区町村）報告書

社会資本整備総合交付金を充てる要素事業に係る工事について、別添のとおり、次の市区町村から一括設計審査（全体設計）申請があり、その内容を審査したところ、適正と認められるので、承認されたく報告します。

市区町村名

社会資本総合整備計画名

案件番号： 〇 〇 〇 〇

様式第 17

番
年
月
日

国土交通大臣 殿

申請者名
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金（国費率差額）交付申請書

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金（国費率差額）の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり、申請します。

記

交付申請額 〇,〇〇〇,〇〇〇 円

（備考） この様式に別添の計算書をあわせたものが様式第17です。

案件番号： 〇〇〇〇

様式第 17 の別添

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金国費率差額計算書

(会計)	〇〇〇〇〇	(項)	〇〇〇〇〇	(目)	〇〇〇〇〇
計画名	〇〇〇〇〇				

(単位：円)

[illegible]

案件番号：〇〇〇〇

番
年 月 号
日

国土交通大臣 殿

都道府県知事
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金（国費率差額）交付申請（市区町村）報告書

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金（国費率差額）について、別添のとおり、下記の市区町村から交付申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく報告します。

記

市区町村名

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

〇〇地方整備局長等
(公 印 省 略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金（国費率差額）交付申請進達書

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金（国費率差額）について、別添のとおり、下記の
地方公共団体から交付申請があり、（その内容を審査したところ、適正と認められるので
、）交付決定されたく進達します。

記

都道府県名・市区町村名

注 （ ）書きは、都道府県又は指定市が施行する交付対象事業の交付申請を進達する
場合に記載されます。

様式第 2 0

番
年 月 号
日

国土交通大臣 殿

申請者名
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金（指導監督交付金）交付申請書

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金に係る市区町村に対する指導監督事務に要する費用について、別紙のとおり指導監督交付金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

（備考）この様式に別紙をあわせたものが様式第 2 0 です。

案件番号： 〇 〇 〇 〇

(単位：千円)

(会計)	(項)	(目)	指導監督の対象		指導監督交付金 交付申請額 (B)	B / A (%)	備 考
			市区町村数	交付決定の額 (A)			
○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ %	○ ○ ○ ○ ○

様式第 2 1

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

〇〇地方整備局長等
(公 印 省 略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金（指導監督交付金）交付申請進達書

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金（指導監督交付金）について、別添のとおり、下記の都道府県から交付申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく進達します。

記

都道府県名

案件番号： 〇 〇 〇 〇

様式第 2 2

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者名
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金（指導監督交付金）交付決定変更
申請書

令和〇〇年〇月〇日 付け 〇〇号 をもって交付決定を受けた
令和〇〇年度社会資本整備総合交付金（指導監督交付金）について、交付決定額を変
更したいので、別紙のとおり、申請します。

（備考）この様式に別紙をあわせたものが様式第 2 0 です。

案件番号： 〇 〇 〇 〇

(単位：千円)

(会計)	(項)	(目)	指導監督の対象		指導監督交付金 交付申請額 (B)	B / A (%)	備 考
			市区町村数	交付決定の額 (A)			
○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	(○ ○ ○ ○ ○)	(○ ○ ○ ○ ○)	(○ ○ %)	○ ○ ○ ○ ○
			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ %	